

見守り 新鮮情報

事例1 ネット広告で見たサブリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。
(70歳代)

事例2 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。
(70歳代)



定期購入「返品」だけでは 解約になりません

ひとこと助言

返品や
受け取り拒否だけでは
解約にならないよ



見守るくん

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第513号（2025年6月12日）発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時～17時**（土日祝も可 月曜定休）